

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人日本クレーン協会
登録教習機関の住所	東京都江東区新木場一丁目 11 番 7 号
代表者職氏名	会長 森下信
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人日本クレーン協会岐阜支部 岐阜県瑞穂市牛牧 671 番地 1
行うことのできる技能講習	高所作業車運転技能講習
登録年月日	令和 7 年 4 月 22 日
登録の有効期間の満了日	令和 12 年 4 月 21 日
登録番号	第 178 号

令和 7 年 4 月 22 日

岐阜労働局長

